

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：14701

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25590224

研究課題名(和文)小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究

研究課題名(英文)A Study on the Educational Meaning of the System of Small Chartered Schools

## 研究代表者

久保 富三夫(KUBO, Fumio)

和歌山大学・教育学部・教授

研究者番号：00388084

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：教育的意義は小規模校が地域に存続することにより子どもに学びの場を保障すること、学校を舞台とした地域住民・保護者の交流の場が確保されること、地域資源の活用をめざす教職員と地域住民の共同の取り組みを促進すること、これらを通じて小規模校が持つ教育力をさらに豊かにすることである。その実現のためには、少なくとも、学校が立地する環境が同一市内の他校と大きく異なること、電車・路線バス・スクールバスなどの通学手段を確保すること、地域資源を活用した教育計画を策定すること、教育活動を支援する地域住民組織が存在すること、保護者や市民に教育活動を広く知らせること、すべての希望者が利用できる制度であることが必要である。

研究成果の概要(英文)：Educational significance of the system is as follows.(1)That allows small schools to survive in the region to ensure children places of learning.(2)To ensure interaction with local residents and parents in the school.(3)To promote joint efforts of faculty and community aiming at utilization of local resources in curriculum.(4)Those that have the small school teaching to further enrich.  
To achieve the educational significance of these at least should have six.(1)Should be different from setting the other schools in the same city where the school is located.(2)Should to secure means of commuting, such as trains, buses, school buses.(3)To establish educational programs to take advantage of local resources.(4)Should be the community organizations to support the educational activities of the school.(5) Should inform parents and citizens educational activities of the school.(6)Should be that the system for all applicants is available.

研究分野：社会科学

キーワード：過疎化 統廃合 小規模校 少人数学級 教育課程 地域資源 体験学習 学校づくり

## 1. 研究開始当初の背景

全国的な少子化と農山漁村地域を中心とした過疎化が進行する中で、長い歴史を持ち、地域の子どもの学びの場であり、地域住民の文化センター・地域づくりの拠点としての役割を果たしてきた小・中学校が次々と統廃合されている。そのような情勢の中で、近年、学区以外の市町村内全域から児童生徒を受け入れる制度、いわゆる小規模特認校制度が各地で導入されている。

同制度は、1977年に札幌市において、「生徒数が減少して廃校の危機にあった札幌市郊外の山間部へき地小規模校の存続を願う地域住民や学校関係者の要望に応え、併せて、自然豊かな小規模校への通学を希望する市街地児童生徒（親）に応えるために、札幌市教育委員会が校区外通学と小規模性保持という特別な許可を与えて、盤渓、駒岡、有明の3小学校で始まった制度」（門脇正俊「小規模特認校制度の意義、実施状況、課題」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第55巻第2号、2005年2月、35～36頁）である。その後、21世紀に入ってから小規模化する学校を地域に存続させることを第一義的目的として広がり、2003年度の門脇による調査では、26県・241校（小：216校、中：25校）での導入が把握されている。

しかし、同制度は法規に明定されたものではなく、「学校選択制」の一形態である「特認校制」のうち、「小規模」校（その規模に明確な基準はない）において採用されている制度の通称である。したがって、文部科学省はもちろん都道府県教育委員会においてもその所在が正確に把握されているわけではない。

また、小規模特認校制度に関する先行研究は、札幌市立各校等を紹介したルポルタージュ的な文献を除くと厚い蓄積があるとは言えない。教育学の見地からの研究は門脇正俊の論考（「小規模特認校制度の意義、実施状況、課題」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第55巻第2号、2005年2月、および「小規模特認校の類型論的考察」同前紀要・第56巻第1号、2005年8月）以外には乏しい。ただし、長谷夏哉・斎尾直子「小規模小学校における特色ある学校運営を通じた地域づくり活動への展開と課題」（『日本建築学会計画系論文集』第74巻第642号、2009年8月。ほぼ同じ題目の長谷夏哉の修士論文、筑波大学大学院システム工学研究科、2008年3月）や山田真大・森永良丙・菅家信らによる建築学分野における研究、また、地域政策の見地からの吉田周平「宇都宮市の小規模特認校における小学校を核とした地域との連携」（『日本地域政策研究』第8号、日本地域政策学会、2010年3月）は重要である。

## 2. 研究の目的

本研究は、小規模特認校制度が有する教育的意義を考察し、その意義を実現するために

求められる諸条件・要件を明らかにしようとするものである。

## 3. 研究の方法

第一に、全国の小規模特認校の所在を把握する調査を実施し、これをもとに「全国小規模特認校一覧」（暫定版）を作成した。

第二に、各地の小規模特認校に対する訪問調査を行い、学校・地域環境を把握するとともに主に校長からの聞き取りを行った。

第三に、卒業生や保護者からの寄稿「小規模特認校に学んで・学ばせて」を素材にして、その教育的意義と課題を考察した。

### (1) 2013年度実施の調査の時期・方法等

【調査時期】2013年11月～12月

【調査対象】47都道府県・20政令指定都市教育委員会。

【回答数】43都道府県および20政令指定都市教育委員会から回答。

【調査方法】久保がインターネット等で把握した情報をもとに「全国小規模特認校一覧」を作成し、都道府県・政令指定都市教育委員会事務局に送付し、修正のうえ返送を求めた。郵送方式で実施した。

### (2) 「全国小規模特認校一覧」（暫定版）の作成

前記(1)の調査で確認した各小規模特認校の在籍者数を、2010～2014年度について調査し、その変遷（増減）を把握した。回答があった都道府県教育委員会でも把握できていない学校があり、現在も修正を続けている。その意味で「暫定版」である。

### (3) 小規模特認校訪問調査

2014年度は、近畿地方を中心に（近畿地方の17校。他に北海道4校＜うち1校は小・中併設校＞、栃木県2校、福岡県2校、沖縄県2校＜2校とも小・中併設校＞）訪問調査を実施した。

### (4) 卒業生・保護者による「小規模特認校に学んで・学ばせて」の把握

訪問調査先の校長を通して、卒業生・保護者から「小規模特認校に学んで・学ばせて」、そのことが自分・子どもの成長にどのような影響を与えていると思うのかについての寄稿を依頼した。直接に寄稿されたのは9校、17名（卒業生9名、在校生1名、保護者7名）である。

## 4. 研究成果

### (1) 小規模特認校の所在と在籍者数の変遷

所在調査等から次のことが判明した。

第一に、小規模特認校は全国的に広がり、存在しないのは、岩手、福島、群馬、福井、山梨、和歌山、鳥根、徳島の8県である。最も学校数が多いのは鹿児島県であり112校（小94、中18）次が北海道の65校（小52、

中13) 3番目が栃木県の30校(小26、中4)である。小規模特認校の比率が最も高い県は小・中学校ともに鹿児島県である(小:17.3%、中:7.6%)。

第二に、2014年度の小規模特認校の総数は444校(小:369、中:75)である。門脇論文において241校(03年度)と把握されていることと比べると、この10年間に1.8倍以上に増加している。

第三に、小規模特認校のうち14年度の在籍数が10年度に比して増加している学校は136校:30.6%(小107:29.0%、中29:38.7%)である。1.2倍以上に増加している学校が51校:11.5%(小37:10.0%、中14:18.7%)ある。在籍者数が同等以上の(5年間で減少していない)学校は160校:36.0%(小126:34.1%、中34:45.3%)である。過疎・少子化が激しい地域におけるこの事実は、同制度の有効性(在籍者数維持・増加)を示している。

しかし、一方では、0.8倍未満に減少している学校が167校:37.6%(小146:39.6%、中21:28.0%)あり、制度導入が直ちには在籍者数の維持・増加に繋がらない厳しい現実を示している。

## (2) 小規模特認校制度の教育的意義

校長からの聞き取りと保護者・卒業生等の寄稿から様々なことが読み取れる。後者を中心に自分・子どもの成長に果たした役割を整理すると主に次のようなことがあげられる。

「頭が痛い」「胸がもやもやする」と訴え、休む日が多くなるとともに学習内容がわからなくなり、さらに学校に行きにくくなるという状態だったが、転校することにより、学習のつまずきを先生が丁寧に把握してくれて、しだいに改善していくことができた。

...保護者

喘息の発作や学習面での遅れがあったので、5年生から転校した。35人4学級(学年)の学校のとときは、積極性も薄れていき、また、忘れ物が多く集団行動のテンポのズレなど(学習障害の可能性もあり)からストレスが出ていた。転校して、自然豊かな環境と少人数の中で、一人ひとりに合わせた授業をしてもらい、わからないことを積極的に質問する子どもに変化していった。2年間で確かな自己肯定観を獲得できたように思う。...保護者

少人数の児童生徒の中での濃厚な人間関係の中で、いじめや軋轢があっても、付き合いなければよいという状況ではないので、問題をどう解決し、その後の関係を築くか、人とどう付き合うかを学ぶことができた。

...卒業生

学年縦割りの活動が多いので、学年ごとの役割を意識し、高学年、最高学年になったときには、年下の子どものお世話ができるリーダーシップを身につけることができた。

...保護者

上級生が下級生のお世話をすることで「思いやりの連鎖」が生まれ、感謝され慕われる喜びを味わうことができ、そのことが本人の自己肯定観に繋がっている

...在校生の保護者

最高学年は、児童会、委員会や行事、オペレッタなどすべてのことに責任を持たねばならないので、その活動を通して大きく成長した。

...保護者

「その他大勢」であった大規模な学校の時とは異なり、学校行事や授業でも自分の出番が多く、「やる気」積極性を取り戻していった。できる子もできない子もみんな同じで、みんなが主役である。掃除や小鳥当番、畑の水遣り、委員会など、すべて自分が責任を果たさなければならないので、責任感が醸成されている。

...在校生の保護者

さまざまなトラブルもあったが少人数なので親同士が話し合い、協力して学級のみながいい育ちをするように努めてくれた(親戚のような感じ)。ただし、学級の保護者の構成にもよる。私の場合には保護者集団にとっても恵まれていた。

...保護者

地域住民の支援により農業体験活動はじめ豊富な体験活動、地域ぐるみの運動会や学芸会、さまざまな伝統行事への参加や草履・注連縄作り、昔遊びなど都市部の大規模校では考えられない豊かな内容の学びを多様な人との関わりの中で行うことができています。農業体験活動は、学校専用の田んぼがある。自校炊飯をしていて、もみ蒔きから始まり、田起こし、田植え、稲刈り、脱穀まで自分たちでやる。学習畑では、苺や芋、胡瓜にとりもろこし等々の野菜を植えて水やり、草ぬき、収穫(苺狩り、芋ほり)をし、調理実習や給食、放課後に食べる。嫌いな野菜も、食べるようになった。

...在校生の保護者

自然がいっぱいで、豊かな自然を活かしての体験活動をさせてくれる、学習畑で野菜を作り学校田で米を作り、それが給食に出る。全校のみんなが仲良しで、やさしい。勉強でわからないときには優しく教えてくれる。困っていたら助けてくれるし、僕も友達を助ける。僕は自然がいっぱいで、全校のみんなが仲が良いこの小学校が好きだ。

...在校生(6年生)

総合的な学習として地域の人たちへのインタビューや学習発表会を通じて、発表の場に立つチャンスがたくさんあり、発表の仕方や伝え方を身につけることができた。

...卒業生

先生だけではなく、地域の人たちにかわいがってもらい、叱っていただき、生きた教育を受けたという実感がする。子どもたちの教育の原風景として、分け隔てなく子どもと関

わるということが子どもに刻み込まれ、そうであるのが当然と感じて成長している。

…保護者

校区の美しい海と緑豊かな環境を活かし、地域の皆さんまで巻き込んだ授業と同級生のみならず上級生や下級生と密に関わる毎日により、核家族の我が家では決して体験できないことをたくさんさせていただいた。複式学級のおかげで、上級生の授業では予習を、下級生の授業では復習を自然な形でさせてもらったことが学習面で成長できた一因だと思う。

…保護者

親自身がPTA活動を通して教職員や地域の人たちと出会い、自分の知らない世界を経験することができ、物事に対する考え方や評価の視点が変化し広がった。

…保護者

地元の皆さんに優しくしていただき、また、PTA活動を通して地域の人たちや教員とのフランクな関係ができてとても楽しく、中学でも高校でもPTA活動をしている。

…保護者

これらの中には、「小規模特認校」ではなく通常の「小規模校」が持っている教育力が語られていることがある。また、「小規模」といっても全校生が20名程度の学校もあれば、100名程度のところもあり、それによって人間関係等も差異があることにも留意する必要がある。

さらに、「教育的意義」とするには、特定の子どもの成長の事実にとどまらず、同制度が希望するすべての子ども・保護者に開かれていること（機会均等性）が重要である。

そして、これは久保の失敗であるが、本研究では、校区（地域）の卒業生や保護者の制度についての認識把握をしていない。

しかし、寄せられた叙述からは、小規模特認校制度が、子どもたちに豊かな学び・成長の場を提供しており、また、教職員や地域住民との交流により親たちの視野を広げる場にもなっていることがわかる。

さらに、通常の小規模校と異なる点は、特認校制度の存続・発展のために教職員と地域住民による学校の教育力向上に向けての目的意識的・継続的取り組みが進展することである。逆にその点が不十分な学校では、制度を導入しても在籍児童生徒数が増えることは困難であると言える。もちろん、その他の条件も関わってくるので、教職員や地域住民の努力がそのまま結実するものではない。

したがって、前述の課題が存在することを踏まえて、本報告では、小規模特認校制度の教育的意義を次の様にやや抑制的に捉えることにする。

第一に、小規模校が廃校にならずに地域に存続することにより、子どもに小規模校での学びの機会を保障することである。

第二に、極小規模校あるいは極小規模化し

つつある学校に特認児童生徒が入学・転入学することにより、小規模校・少人数学級でありながら、かつ集団としての「最低規模」を確保することができる。あるいは、複式学級編成が解消され、学年単級編成が可能になる。ただし、複式学級については、これを単純に否定的に見ることは避けたい。ある条件のもとでは、高い教育力を発揮することもあると考えている。

第三に、学校を舞台とした地域住民・保護者の交流の場が確保されることである。

第四に、制度の存続・発展のために教育課程内外における地域資源の活用（体験的活動の対象・場と地域住民による指導・運営…自然観察、野外活動、歴史・文化財探訪、農業、炭焼き、伝統工芸、伝統芸能、祭り、等々）をめざした教職員と地域住民の目的意識的・継続的な共同の取り組みを促進することである。前述の様に、小規模であることや学校を取り巻く自然・歴史・文化的環境が同じように豊かであっても、小規模特認校制度を導入していない場合には、その活用と学校の存続とは直結しないので、教職員と地域住民が一体となりその活用を追求し続けるということにはなりにくい。それに対して、制度を導入している学校では、まず、導入に至る過程の中で地域住民による「学校の未来を考える会」等が結成され、その運動の中で「地域の学校」「自分たちの学校」意識がさらに強化される。そして、制度発足後は、特認制度利用者を増加させるために魅力ある教育課程・教育活動の創出が求められ、地域ぐるみの高度の取り組みが必要となるのである。それができない場合には（地域住民の全面的協力を得られない教育活動では）、制度導入により一時的には児童生徒数が増加しても、持続することは困難である。

第五に、これら第一から第四に述べたことにより小規模校が持つ教育力をさらに豊かにし、そこで学ぶ子どもたちの成長に寄与することである。

第六に、これは、教育的意義として位置付けることが適切かどうかについては、なお検討しなければならないが（すべての子どもと保護者に制度が開かれているかという点で）、大規模校では「不適応」を起こしていた子ども、あるいは生き生きとした学校生活を送ることができていなかった子どもが、特認制度を利用することによって自己肯定観を高め、学力を向上させ、人間的にも成長を遂げた事実がたくさん存在することである。そして、特認制度を利用した保護者の成長の事実も見られる。

### (3) その実現のための要件

第一に、制度導入により在籍児童生徒数を増加させるための要件、第二に、当該校での学びが子どもの成長を促進する（保護者の成長も）ための要件は何か、の二つの観点から考察した。両者の要件は、明確に区分しがた

いので、合わせて次に記述する。

学校が立地する環境が、同一市内の他の多くの学校がおかれている環境と大きく異なることが重要である。そして、他の多くの学校が概して大規模校であり、30名を超える学級が多いことである。

特認制度を導入する学校数は、当該市の人口（学齢児童生徒数）との関係から制約される。通常は1市1校が望ましいだろう。訪問調査した中では、KG市は人口9万4千人であるのに小規模特認校が5校あり、過多と思われる。

保護者が毎日送迎をしなくて済むような措置、すなわち、通学手段が確保されていることが重要である。第一に、公共交通機関の路線（電車やバスなど）があり、登下校時の時間帯に利用できること、第二に、スクールバスが運行されていること、第三に、コミュニティバスの利用ができることである（ただし、住民から苦情が出る場合もある）。

教育活動上さまざまな困難も抱えることになるが、1年生の入学のみ認めるのではなく、転入学を認めた方が特認制度を利用する児童・生徒数は増える可能性がある。訪問した中では、多くの学校が転入学を認めていた。

中学校進学の際に、居住地の中学校に進学しなければならないのか、あるいは、特認校が属する校区の中学校にも進学できるのか、も重要な問題である。いずれか選択可能とした方がよいだろう。

特認制度利用希望者が増えたとしても、1学級の人数設定は現状のように15～20名を限度とすることが望ましい。当面の目標は、複式学級の解消である（複式学級の教育的効果については評価が分かれるが、一般的にはできるだけ複式学級にならないようにしたいというのが教職員および保護者の大方の意見であろう）。

小規模特認校で学びたい、学ばせたいという子どもと保護者をひきつける教育課程が策定され、それが高い水準で実践されることが必要である。小規模特認校は公立学校であるから、当該自治体内の他校と同様の予算・教職員配置しか期待できない。その中で子どもと保護者をひきつける教育課程をつくることは相当に困難な課題である。当該校が地域資源を活用して従前から実施してきたものを基軸に、それを拡張発展させながら新しいものを付加することが望ましい。

学校が立地する環境によるが、学校・教室内の教育活動における特色作りだけではなく、自然環境・歴史的・文化的環境などの地

域資源（人材も含めた）をフルに活用する教育課程づくりが有用である。一部においては、特色ある教育課程づくりのために低学年からの外国語活動・英語学習等を採用する学校がある。これは、一時的には特認制度利用者を確保・増大させることに効果があるが、今後、学習指導要領の改訂等により特色とは言えなくなることもあり得るので、留意する必要があると思われる。KH小学校は、歴史的・文化的環境に恵まれているとは言い難く、高い学力づくりを特色としている学校であるが、それだけではなく、夢育～子どもの可能性を育み、未来を拓く の合言葉を掲げ、教職員が中心になって地域の歴史・伝統を題材にした「4船頭プログラム」（の船頭歌、Sendo＜ダンス＞、船頭物語＜演劇＞、川の一里塚マラソン）や学校と地域が連携する「3連携プログラム」などの特色ある教育活動を創りだしている。

教育行政から自立しながら地域の学校を存続させるために制度導入を主導し、導入後も学校教育活動を全面的に支える住民組織が存在し機能すること、できれば、それが一つの組織ではなく多層（自然観察、野外活動、歴史・文化財探訪、農業、炭焼き、伝統工芸、伝統芸能、祭り、などの各支援グループ）にわたることが望ましい。前記 および の教育課程の豊かさを保障し、地域ぐるみで子どもを育てる地域の力を醸成するものである。

不登校傾向の子どもや対人関係が苦手な子ども、幼稚園や保育所、あるいは、現在在籍している小学校で「不応答」を起こしている子ども、発達障害のある子どもが入学を希望することがある。地域住民の理解、教職員の合意と研修、また、教育行政による条件整備（専門性のある教員の配置など）が必要である。

放課後の下校時間が早いのが多くの保護者の悩みである。この問題解決のためには、地域の人たちの力により、学童保育に相当する機能をもった組織が必要である。すでに、SN小学校の〇〇〇桜スクールやKH小学校のKASA、KD小学校の〇〇〇こクラブなどの先進的事例が存在する。

広報活動は、小規模特認校の制度・存在・教育内容を知らせるためにきわめて重要である。したがって、就学前健診での案内文配付、幼稚園・保育所回り、市広報紙での案内はもとより、各学校が工夫を凝らして学校説明会だけではなく、自然観察会やサマーキャンプ、ホテル鑑賞会、体験入学などさまざまな機会を設けている。当該校の教育課程・教育活動の特色を理解した上で入学・転入学できるように、年間通して各種の企画を取り組むことが大事である。また、学校説明会はとすれば教室での活動を参観する形態が多

くなるが、それだけではなく、豊かな自然環境を活用した野外での教育活動を紹介することも重視すべきであろう。MY小学校では、小規模特認校の教育活動を年間通じて克明に知らせるために校長がブログを立ち上げた。

特認制度を利用する保護者は、子どもを学校に預けるという姿勢ではなく、教職員や校区の保護者、地域住民と共に学校を創っていく立場に立つことが必要である。もちろん、この点は、設置者である教育委員会および校長ら教職員が保護者やPTAの役割を学校運営上どのように位置づけるかにも関わることである。「就学条件」の中に、学校の教育方針やPTAの方針に対して、制度利用の保護者に一方的な賛同・協力を求めるような文言が存在する場合もある（実態は異なるかもしれない）。

校区の児童生徒を増やし、学校が立地する地域を振興させるためには、空家利用や土地分譲などにより、居住する人を増やすことが大事である。すでにいくつかの先進事例が存在する。たとえば、SN小学校地域のNPO法人「自然大好きe-街づくり」、「NKの未来を考える会」の空き家活用やTT市の「KD地区空き家情報バンク制度」などである。また、意識的な取り組みがあったかどうかは把握できていないが、KS小学校では、もともこの地域に在住していた家族の子弟は6年前の卒業生が最後で、その後の校区児童はすべて移住者の子どもである。

#### **(4) 小規模特認校制度の教育的意義に関わる検討課題**

現状では、この制度は、ある程度の経済的・文化的環境にある家庭の子どもでないとなかなか利用できないと言えるだろう。すべての希望する保護者と子どもに開かれた制度とすることが必要ではないかと思われる。

しかし、一方では、そのようにした場合に、公立小・中学校における学区制(就学校指定)原則との間に矛盾が生ずる恐れはないのだろうか。

特色ある教育課程づくりの方向性によって、同じ「小規模特認校」であっても、その性格は大きく異なることになるだろう。すなわち、特色化の方向性が、大規模な学校・学級では自己肯定観をもちにくい子どもたちも生き生きとした学校生活を送れるような教育課程・教育内容を目指すのか、あるいは知的・体力的・精神的にすぐれた子どもたちでないと学びにくいような教育課程・教育内容を目指すのかということである。

「小規模特認校に学ばせて」において保護者から寄せられた意見の中にも、全体としては小規模特認校の教育力を肯定しながらも、

体力づくりや特定のスポーツにかなり傾斜した教育活動を展開することについてののび・違和感が寄せられている。

すでに、在籍児童・生徒数の大半が特認制度利用の者で占められている学校が相当数存在する。これらの学校は制度導入により成功した事例といえるが、今後、地域への移住者が増えていかなければ、将来的には校区の児童生徒が皆無になる可能性がある。そのようなときに、当該学校が地域に存続する意義はどのように考えればよいのだろうか。

特別支援学級は校区内に支援学級が適切だと判断される児童生徒がいた場合のみに開設するのか、または、校区の児童生徒に該当者がおらず特認制度利用希望の児童生徒にのみいた場合であっても開設するのか、小規模特認校の在り方としてどちらが適切なのだろうか。訪問調査した中では前者が多数であったが、一部に後者の学校も存在する。

小規模特認校制度を利用して校区外から通学する児童生徒たちは、確かにその地域・学校の豊かな教育力の中で、大きく成長することが事実として認められる（保護者についても同様であろう）。

しかし、特認制度利用の子どもは居住地と疎遠になり、その地域の子もたちとの交流の機会は必然的に少なくなる。地域の課題に向き合う機会もおおのずと減ることになる。このことは子どもの成長、人間形成にどのような影響を与えるのだろうか。これらの点については、今後、慎重な検討が必要であると思われる。

## **5. 主な発表論文等**

### **【雑誌論文】(計 1件)**

久保富三夫「『小規模特認校』制度の先進事例に関する調査研究」『和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第24号別冊、和歌山大学附属教育実践総合センター、2015年3月、39～50頁。

### **【学会発表】(計 1件)**

久保富三夫「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件」日本教育経営学会第55回大会自由研究発表、2015年6月20日。東京大学

## **6. 研究組織**

### **(1) 研究代表者**

久保 富三夫 (KUBO, Fumio)  
和歌山大学・教育学部・教授  
研究者番号：00388084